

若桜町監発第10号
平成30年6月4日

若桜町長 矢部康樹様
若桜町議会議長 川上守様

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山本安雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 平成30年6月1日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 ふるさと創生課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - リース契約の状況について
 - ふるさと納税について（平成29年度の収入実績と充当事業の状況）
 - 若桜鉄道「昭和」の活用状況について
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) パソコン等電子機器のリース契約について、ふるさと創生課において適切に管理されているか。
 - (2) ふるさと納税の寄付金は、その目的に従って、適切に事業充当されているか。
 - (3) 若桜鉄道「昭和」の活用状況はどの程度か。
- 5 監査の結果
 - (1) パソコン等の一元管理について
ウィルスや情報漏洩等のリスク管理は重要であることからも、
庁内及び学校等外郭団体も含めたパソコン等をすべてふるさと
創生課において一元管理し、対応されたい。
 - (2) ふるさと納税については、特に指摘事項なし。
 - (3) 若桜鉄道「昭和」については、特に指摘事項なし。

(4) その他、所管のこと

ア おためし住宅の活用について

おためし住宅の利用率が年々低下している。移住・定住に向けたPRを行い、活用を促されたい。

なお、おためし住宅の維持管理（草刈り等）を適切に行われたい。

イ 財務システムにおける文字の印字について

財務システムより印刷されたもののうち、若桜町眷米の「眷」の文字が印字されていない状況が改善されない。正しく印字できるよう対処されたい。

以上